

9月の税務カレンダー

国民健康保険税 第4期
長崎市ホームページより



勤続年数が5年以下の者に対する退職手当等（短期退職手当等） について(令和4年1月1日以後)

(1) 退職金の課税のしくみ

退職金はそれまでの勤労の対価の後払い、老後の生活原資への充当等、毎月の給与とは異なる性質があるため、他の所得に比べ非常に優遇されています。

(主なメリット)

- ①退職所得の計算上、退職金から勤続年数に応じた退職所得控除を差し引くことができる。
- ②上記①で計算された金額をさらに2分の1した金額を退職所得とすることができる。
- ③上記②で計算された金額を他の所得と合算することなく、その金額だけを基準に累進課税の税率を適用できる。

(2) 特定役員退職手当等とは

キャリア官僚の天下りなど、特権階級の優遇を認めないという背景から、勤続5年以下の特定役員等の退職金については、2012年度税制改正で「2分の1」課税が適用できなくなっています。(上記(1)②の部分)

(3) 短期退職手当等とは

令和4年1月1日からは、特定役員等(上記(2))以外の「従業員」に対しても規制の対象が広がりました。

従業員であっても、勤続年数が5年以下の場合は、課税対象額(上記①の部分)が300万円を超える部分については(2)と同様に「2分の1」課税が適用できなくなります。

外資系企業など短期間の雇用契約を結ぶ際、月給を抑える代わりに退職金を上乘せすることで、従業員が税軽減を享受するケース等が多くあったため、今回の改正に至ったと考えられています。

対象	勤続年数	課税対象※	改正前	改正後(R4.1.1以後)
役員	5年超	全額		2分の1課税
	5年以下	全額		全額課税(前回改正)
従業員	5年超	全額		2分の1課税
		300万円以下		2分の1課税
	5年以下	300万円超	2分の1課税	全額課税(今回改正)

※ 退職収入から退職所得控除を控除した後の金額

<長崎居留地まつりのご案内>

とき：令和4年9月17日(土)、18日(日)、19日(祝) ところ：東山手・南山手・大浦一帯・出島
主なイベント：居留地まちビンゴ(17日、18日)会場全体にあるチェックポイントを巡って豪華景品を当てよう！
長崎居留地BARGAI(17日～19日)飲み歩きイベント(17時～22時)。3,000円のクーポンで3,900円楽しめます。
グッズ販売(17日～19日)、ナガサキタータンデイ(18日)
問い合わせ先：長崎居留地まつり実行委員会(長崎市観光交流推進室内 095-822-8888)
※カワサキ会計事務所がある大浦町は幕末から明治初期に外国人居留地として栄えた地域で、今も当時の面影を残しています。居留地まつりは地元の大浦青年会・商店街・自治会等が協力し合って開催している「まちづくり」のイベントです。大人から子どもまで、楽しめる祭りになっています。ご家族で楽しんでみませんか？